

## 藤沢市部活動地域移行推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 文部科学省が示す「部活動地域移行」について、この市におけるあり方を構築するため、この市に藤沢市部活動地域移行推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 部活動地域移行に関し学識経験を有するもの
- (2) 市立学校の校長・教頭及び教職員
- (3) 藤沢市スポーツ事業関係者
- (4) 藤沢市文化芸術事業関係者
- (5) 藤沢市小中学校保護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が認めた者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを防げない。

### (会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育長がこれを行う。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (審議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 部活動地域移行に関する諸課題について検討し、及び整理すること。
- (2) 前号に規定する課題の解決を図るために、具体的な方向性を検討すること。
- (3) その他、必要とされること。

(専門部会)

第6条 専門的な課題について具体的な協議し、整理をするために専門部会を設置する。

2 専門部会の長は、教育委員会が指名する。

3 専門部会の名称その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(委員の報酬)

第7条 会長に対する報酬は、日額10,100円とし、委員に対する報酬は、日額9,200円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第6号の規定による委員に対する報酬は、日額9,200円を限度に、別に定めることができる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(運営委員)

第9条 協議会には、生涯学習部生涯学習総務課、文化芸術課及びスポーツ推進課並びに市民自治部市民自治推進課職員が運営委員として出席するものとする。

2 前項規定の運営委員は、協議会において、会長の許可を得た場合に限り発言権を有するものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年 5月 1日から施行する。